

第3章 都市整備方針

1 都市整備方針の構成について

これまでの都市計画マスタープランでは、「土地利用」、「都市施設」、「市街地整備」、「景観・都市環境」、「都市防災」という5つの分野に区分して都市の整備方針を設定していました。

しかし、こうした分野別の方針では、都市の将来像や都市づくりの基本方針との関連性が分かりにくく、どのような方策によって将来像を実現していくかが分かりにくい点が課題でした。

このため、新たな都市計画マスタープランでは、従来のような縦割りの分野別方針ではなく、分野横断的に施策を展開するため、「都市づくりの基本方針」で掲げた6つのテーマ別方針に即して、都市整備方針を掲げることとしました。

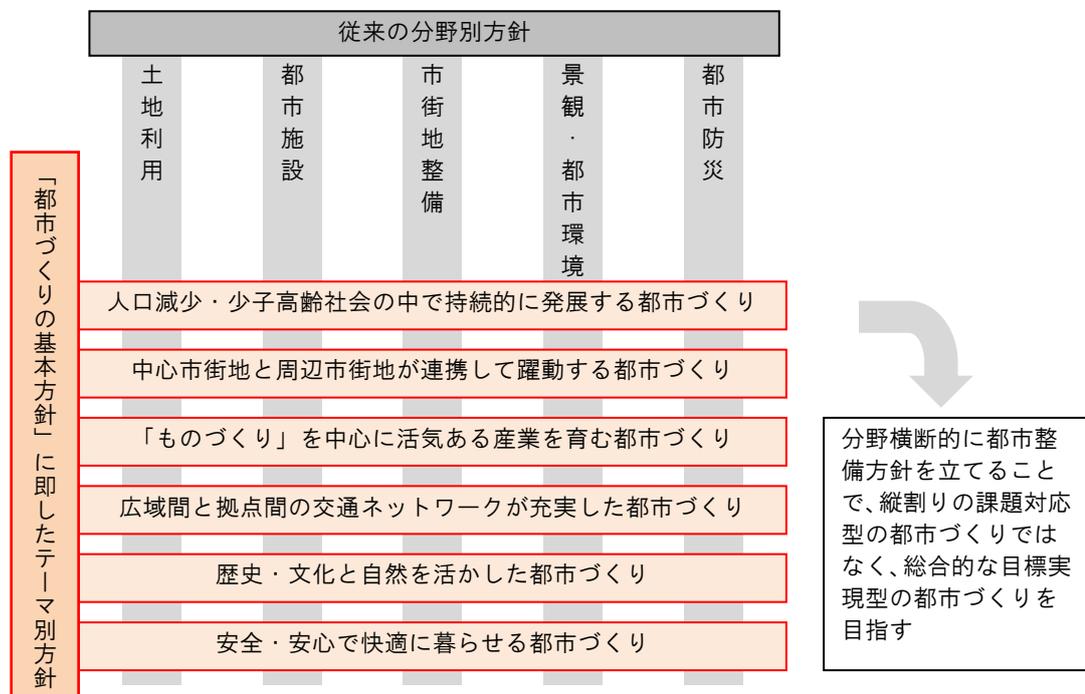


図 テーマ別方針設定のイメージ

2

都市整備方針

2-1 人口減少・少子高齢社会の中で持続的に発展する都市づくり

【基本的な考え方】

●既存ストックを利活用したコンパクトな都市づくりの推進

・中心市街地をはじめとする既成市街地は、過去から築き上げてきた歴史や文化が集積する場所であり、様々な都市機能の集積や都市基盤の整備を積極的に進めてきた場所であることを再認識し、本市の強みの一つである充実した、これらの既存ストックを効果的に利活用して、人口減少・少子高齢社会に対応できるコンパクトな都市づくりを進めます。

●低未利用地や空き家を活用した土地の有効利用や高度利用の促進

・既成市街地内の低未利用地や空き家を活用するなど、土地の有効利用や高度利用を促進し、世代交代の中でも住み続けることができ、新たに移り住む人も呼び込めるような快適で安全な居住環境づくりを進めます。

●既成市街地のインフラの計画的な維持更新

・道路や上下水道などのインフラに関しては、都市の持続的発展を図る観点から、新規整備から維持更新へと重点を移し、既成市街地内における計画的な維持更新を進めます。

●公共施設の計画的な再編と有効活用

・公共施設に関しては、地域バランスを考慮しながら計画的な再編を進めるとともに、多様化する住民ニーズへの対応とサービスの効率化を図る観点から、民間活力の導入や民間への移管を積極的に進めます。

【目指すイメージ】

このまま何もしないと・・・

既成市街地で土地利用更新が進まず、歴史あるまちなかで空き地や空き家が増加

住む人が減って、まちなかに活気や賑わいが少なくなったね・・・

新しいインフラ整備が進んだ一方で、既成市街地内のインフラが老朽化

インフラや公共施設が老朽化して、使い勝手も悪いし、災害時でも不安だね・・・

公共施設の維持管理費が増大し、各種行政サービスが低下

今までの行政サービスが今後も維持できるのか不安になるね・・・

こうしたい！！

計画の推進によって・・・

既成市街地内の空き地や空き家を有効活用して、便利で魅力的なまちなかに再生

何世代にもわたって住み続ける人、新たに移り住んでくる人が増えた！

既存ストックを有効活用するための計画的な施設再編や長寿命化を推進

インフラや公共施設を安心して使い続けることができる！

民間活力を活用した施設の整備や、施設を民間移管するなど有効活用を推進

地元にとって使いやすい公共施設になって、サービスも良くなった！

(1) 既存ストックの有効活用

① 既成市街地の維持・再生

既成市街地については、これまで整備してきた既存ストック（インフラ・公共施設等）を活かして、都市のスポンジ化対策を進め、便利で魅力的な空間を形成します。また、既存ストックが集積し、公共交通の利便性の高い地域に居住を維持・誘導することで、既成市街地の維持・再生を図ります。

さらに、市街地の発展に伴って土地利用も変化していることから、適切な土地利用規制へと見直しつつ、良好な居住環境の保全を図ります。

② 密集市街地の改善

中心市街地の一部に見られる密集市街地については、居住環境向上と安全性確保を図る観点から防災まちづくり事業など改善に向けた取組を進めます。なお、改善に当たっては、民間活力を導入した再開発や共同建て替えをはじめ、地域特性や地元意向を踏まえて柔軟な事業手法を検討することとします。

また、歴史的な町並みや建造物の保全などにも配慮し、居住環境の改善と賑わいの創出の両立を目指します。

③ 低未利用地の有効活用

市街地内のまとまった低未利用地については、土地区画整理事業の実施や民間主導による開発を促進するとともに、地区計画等を活用して計画的な住宅や生活利便施設などの整備を誘導します。

また、低未利用地の土地取引が円滑に行われるよう、市街地内の地籍調査を推進するほか、必要に応じて道路整備を図ります。

④ 空き家対策の推進

人口減少に伴い今後更に増加が予想される空き家については、自治会や空き家活用推進協議会と連携しながら実態を把握し、所有者に対する適正管理の呼びかけや空き家・空き地情報バンク等を活用した流通の促進を図ります。また、既存の支援制度に加え、空き家入居者への支援制度やリフォーム支援制度など、新たな活用策を検討していきます。また、空き家除却跡地の流通促進を図るとともに、地域コミュニティの場としての活用も検討します。

狭小間口の町屋が多く残るまちなかでは、隣接土地の購入や隣接建築物の除去に対する支援を行い、ゆとりある居住環境づくりに取り組みます。

⑤ 無秩序な市街化の抑制

市街地周辺において無秩序な市街化が進まないよう、幹線道路沿道や市街地隣接エリアなど、新たに住宅や店舗等の立地が予想される市街化調整区域では、開発と保全の調和のとれた土地利用を推進することで、無秩序な市街化を抑制します。

また、現在、土地利用規制が緩やかな白地地域においては、適正な土地利用が行われるよう、新たな規制誘導の必要性について検討します。

(2) 持続可能な基盤整備

① 道路

道路に関しては、今後、新規整備から維持更新へと重心を移し、安全性や快適性を向上させるための道路改修を重視することとします。

このため、道路及び道路付属物については、既存ストックの実態を把握した上で維持管理計画の策定を進めます。また、橋梁についても、橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的な維持更新を進めます。

② 上水道

上水道に関しては、老朽管の更新及び鉛給水管の解消を図りつつ、災害時でも安定供給を確保するため、病院や避難所などの重要給水施設等も考慮して計画的な耐震化を推進します。

また、上水道の未普及地域においては、下水道整備と歩調を合わせるなど、建設コストの縮減等を図りながら、効率的かつ計画的に整備を進めます。

③ 下水道

下水道に関しては、老朽化した基幹施設や管路の更新を進め、下水道施設の長寿命化、耐震化を推進します。

また、市街化調整区域等の特定環境保全公共下水道地区（小矢部川処理区）の整備を進めるほか、下水道認可区域外においては、合併処理浄化槽設置への支援を行います。

このほか、雨水の排除や貯留により浸水被害を改善し、災害に強く安心して住める都市づくりを進めるため、雨水排水施設の整備と雨水貯留槽の設置を支援します。

④ その他公共施設

その他公共施設については、公共施設再編計画に基づく計画的な再編を推進し、特に公共建築物に関しては、地域のバランス等も考慮しながら、人口や財政の規模に応じた施設総量の適正化を目指します。

(3) 民間活力・資金を活用した公共施設の整備・管理

公共施設の整備や管理については、これまでのように行政が主体となって行うだけでなく、民間の意向や市場の動向も踏まえつつ、民間事業者等の資金やノウハウを活用した効果的な整備・管理手法も積極的に取り入れていきます。地域性が高い公共建築物については、地元団体や市民団体等への移管を進めます。

遊休・未利用となっている施設については、売却等の処分を進めるとともに、跡地の賃貸も含めて有効活用を検討します。

2-2 中心市街地と周辺市街地が連携して躍動する都市づくり

【基本的な考え方】

●中心市街地を含む都心エリアにおける高次都市機能の集積

・高岡駅周辺の市街地は、古くから行政、産業など様々な面で本市のみならず県西部の中心的役割を担ってきた中心市街地ですが、近年、空洞化や機能の低下が進みつつあります。このため、飛越能の玄関口であり、交流・観光の拠点である新高岡駅と相乗的利活用を図りつつ、居住人口と高次都市機能（総合病院や文化施設等）が集積した高密度な土地利用の維持・誘導を図ります。

●周辺市街地における身近な生活サービス機能の集積

・中心市街地と同じように、固有の歴史や特性を持つ周辺市街地においても、身近な生活サービスの維持が課題となっていることから、都心エリアとの連携強化に努めつつ、買い物の場や働く場など住居以外の機能が複合的に集積した生活圏づくりを進めます。

●徒歩と公共交通で暮らせる都市構造への転換

・自家用車に過度に依存した都市構造のままでは、車を利用できない高齢者等にとって移動しづらく、結果的に不便で暮らしにくくなることを考慮し、鉄道駅等を中心とする拠点エリアに高密度で複合的な土地利用を誘導することで、徒歩や公共交通を利活用するライフスタイルへのシフトを目指します。

●市街地縁辺部や集落地における生活利便性の維持

・市街地縁辺部や集落地では、自家用車の利用を中心としたライフスタイルを尊重しつつ、身近な地域生活圏内の生活サービス機能を確保することで生活利便性の維持を図るとともに、緑豊かでゆとりある土地利用の維持を目指します。

●市街地を取り巻く優良農地や自然環境の保全・活用

・原則、市街地をこれ以上拡大することなく、市街地を取り巻く優良農地や豊かな自然環境を保全・活用するほか、これら自然環境と調和する活力ある産業地形成を誘導することにより、自然の豊かさと都市の活力が両立した都市づくりを目指します。

【目指すイメージ】

このまま何もしないと・・・

中心市街地の空洞化が進み、これまで集積していた都市機能も流出

まちなかの人通りが減って、お店も少なく不便なまちなかになってきたね・・・

周辺市街地からお店や病院がなくなり、車がないと生活が不便

車を利用できなくなった時にどうなるか不安になるね・・・

インターチェンジ、新幹線駅や港湾などの周辺で無秩序な開発が進行

新しい開発が本当に市の発展につながっているのか不安になるね・・・

こうしたい !!

計画の推進によって・・・

都心エリアへの高次都市機能の集積と居住環境の整備を推進

市内外から多くの人々が集まる県西部の中核都市らしくなった！

都心エリアとの連携のもと周辺市街地に身近な生活サービス機能を集積

周辺市街地でも、郊外でも、今までどおり暮らし続けることができる！

既存の産業用地を有効活用しながら、計画的に新たな開発を推進

豊かな自然も守られているし、新たな開発でさらなる発展が期待できる！

(1) 中心市街地と周辺市街地の連携

① 中心市街地を含む都心エリアの活性化

中心市街地を含む都心エリアでは、各ゾーンが相乗的に利活用されるよう、機能分担と連携を図ります。このうち、高岡駅周辺では、商業・業務機能の活性化と併せて、総合病院や文化施設といった高次都市機能の集約を進め、市の新たな玄関口となった新高岡駅周辺では、交流・観光機能を中心とした機能の立地を維持・誘導します。

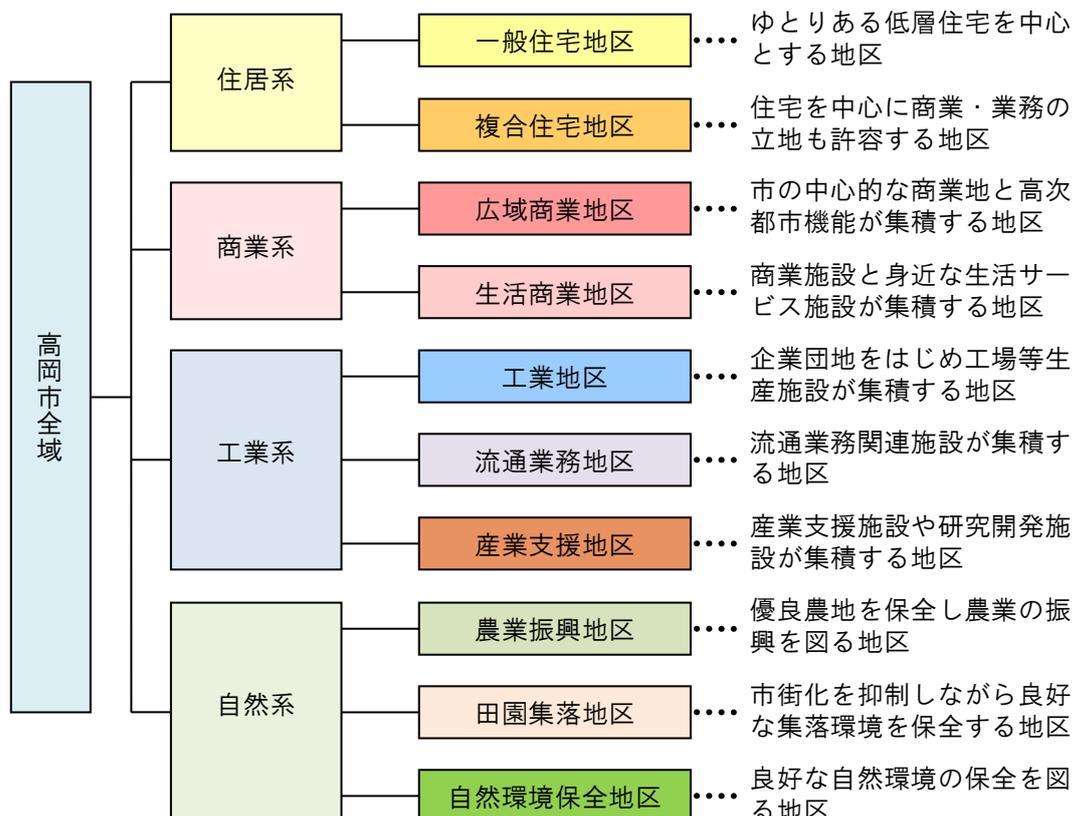
都心エリアでは、国宝瑞龍寺、山町筋、金屋町、高岡古城公園等の歴史・文化資産や商店街を回遊する仕組みをつくり、歩いて楽しいまちづくりを推進します。また、土地や住宅の取得支援を通じてまちなか居住を推進するほか、土地利用の高度化に向けた都市基盤整備を促進することで、まちなかに居住する人口の増加を目指します。

② 周辺市街地における拠点形成

周辺市街地（伏木、戸出、中田、牧野、立野・東五位、福岡）では、良好な居住環境の維持と併せて日常生活を支えるサービス機能が集積する地域生活拠点の形成を図ります。また、各地域の歴史や自然などの特色を活かしたまちづくりを進めます。

(2) 計画的な土地利用の設定及び誘導

将来都市構造の実現に向け、計画的に土地利用の誘導を進めるため、本市の土地利用を次のように区分します。土地利用の変化や社会経済情勢の変化に適切に対応するため、用途地域等の地域地区、地区計画などの制度を活用し、土地利用規制の見直しを行います。これまで良好な居住環境が保たれてきた地区において、新たな開発等による環境の悪化を防止するため、地区計画や建築協定制制度等の活用により、今後とも良好な居住環境の保全に努めます。



1) 住居系土地利用

① 一般住宅地区

「一般住宅地区」は、農地、河川、山林などの自然的土地利用に接する市街地外縁部の住宅地に設定します。一般住宅地区では、低層の戸建住宅・共同住宅を中心とする低密度な土地利用を基本とし、ゆとりある良好な居住環境の維持・保全を図ります。

② 複合住宅地区

「複合住宅地区」は、商業系土地利用の周辺や幹線道路の沿道などの住宅地に設定します。複合住宅地区では、低層及び中高層の住宅を中心としつつ、商業・業務施設や工業施設等の立地も許容する中・高密度で複合的な土地利用を誘導します。また、低未利用地や空き家等も活用しながら、居住人口の増加に努めます。

2) 商業系土地利用

① 広域商業地区

「広域商業地区」は、都心エリア内の商業・業務地に設定します。広域商業地区では、商業・業務施設、各種公共施設、中高層の都市型住宅等が集積する高密度な土地利用を誘導するとともに、県西部の中核都市にふさわしい高次都市機能（広域的な利用が見込まれる総合病院、歴史・文化施設、スポーツ施設、主要観光施設、大規模商業施設等）の集積を促進します。また、広域商業地区内では、賑わいと交流の核づくり、回遊性の向上、まちなか居住の推進などの取組を総合的に展開し、歩いて楽しいまちづくり、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。

② 生活商業地区

「生活商業地区」は、周辺市街地の地域生活拠点を中心として、鉄道駅周辺や幹線道路沿道等の商業・業務地に設定します。生活商業地区では、商業・業務施設、各種公共施設、中高層の住宅等が集積する中密度な土地利用を誘導するとともに、周辺市街地の生活に必要な生活サービス機能の集積を促進します。

3) 工業系土地利用

① 工業地区

「工業地区」は、小矢部川沿い及び河口部、庄川河口部、伏木港・富山新港の背後地、インターチェンジ周辺に形成された工業地と、各地区で計画的に開発してきた企業団地に設定します。工業地区では、周辺の自然環境や居住環境との調和を図りながら、既存の工業集積を維持するとともに、未分譲地や撤退跡地への新たな企業立地の誘導や用途地域の見直しを検討します。

② 流通業務地区

「流通業務地区」は、伏木港周辺、地方卸売市場周辺、問屋町周辺に設定します。流通業務地区のうち、伏木港周辺については、国際交流及び物流の拠点としての機能集積を促進し、その他の地区については、既存施設の維持・活用を図ります。

③ 産業支援地区

「産業支援地区」は、富山県ものづくり研究開発センター等が立地する二上地区と、オフィスパーク地区に設定します。産業支援地区では、既存工業の高度化、新産業の創出に向けた大学や県・市の産業支援施設、研究開発施設などの集積を促進します。

4) 自然系土地利用

① 農業振興地区

「農業振興地区」は、市街地周辺の優良農地（農用地区域）を中心に設定します。農業振興地区では、優良農地の保全と有効活用を図るとともに、農地、農道、農業用排水路などの生産基盤の整備を図ります。

② 田園集落地区

「田園集落地区」は、用途地域外に形成された大規模な既存集落を中心に設定します。田園集落地区では、良好な農村景観及び農村環境を保全するため、無秩序な市街化の抑制を図るとともに、生活環境の向上とコミュニティの維持を図ります。

③ 自然環境保全地区

「自然環境保全地区」は、市域西側の丘陵地及び山地、市域南東部（御坊山）の丘陵地、小矢部川・庄川などの河川に設定します。自然環境保全地区では、森林、里山、河川などの自然環境の保全と併せて適正な維持管理を図ります。また、中山間地域の振興に向けて、地域資源を活用した産業の創出、都市農山村交流の促進等を図ります。

(3) 計画・開発促進地区における整備の推進

「計画・開発促進地区」は、主に都市計画（土地区画整理事業、地区計画等）によって計画的に開発を推進・促進する地区を位置付けたものです。計画・開発促進地区では、求められる機能区分や開発需要、そして周辺地域の状況等を総合的に勘案しながら、土地利用の見直しについて検討します。

区分	位置付け	計画・開発促進地区
住宅系	駅周辺の住宅地 (都市機能(生活サービス機能)を維持・誘導する周辺市街地を含む)	・高岡やぶなみ駅周辺 ・伏木地区 ・牧野地区 ・戸出駅周辺 ・中田地区 ・西高岡駅周辺
	区画整理事業の区域	・志貴野地区 ・福岡地区
商業系	都心エリア	・新高岡駅周辺 ・中心市街地
工業系	新規の造成、もしくは既存の工業団地	・万葉ふ頭地区 ・戸出西部金屋地区 ・池田地区 ・大滝工業団地 ・長慶寺地区
その他	その他開発事業	・高岡北インターチェンジ周辺 ・福岡パーキングエリア周辺

2-3 「ものづくり」を中心に活気ある産業を育む都市づくり

【基本的な考え方】

●県西部の都市活力をけん引する産業の集積と育成

- ・商工業都市として長い歴史を有する本市では、高い技術力に支えられたものづくり産業が中心となって県西部全体の都市活力をけん引してきました。我が国全体として製造業を取り巻く状況が厳しい中、今後は、港湾や新幹線、インターチェンジ等の広域交通基盤を活かした産業基盤の整備と、担い手の確保や新たな技術の開発といった産業活動への支援を一体的に進めることで、競争力の高い産業の集積及び育成を図ります。

●新たな産業活動を育むための基盤整備

- ・既存企業団地への優良企業の誘致とも連携しながら新たな企業団地の整備を検討するほか、既存商店街等の活性化と連携しながら新たな商業店舗の立地を誘導するなど、活気ある産業活動を育むための土地利用及び基盤整備を進めます。

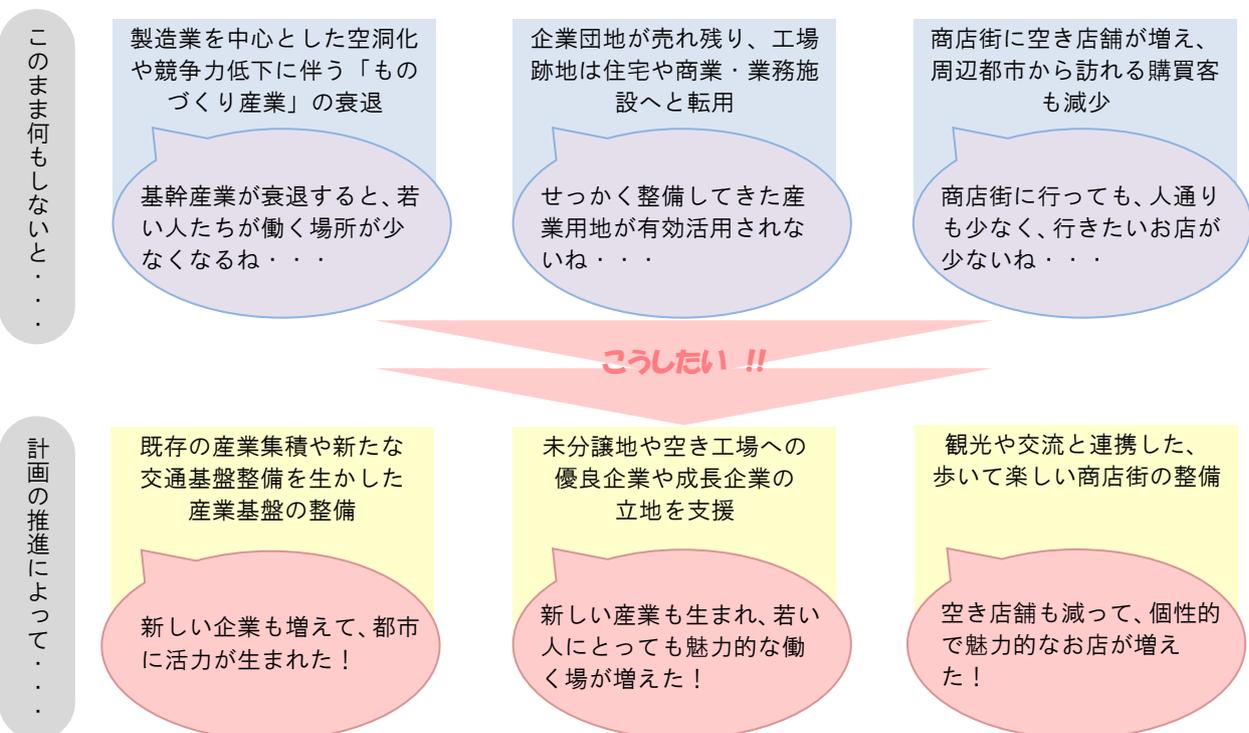
●身近な生活圏における多様な働く場の確保

- ・若い世代の流出抑制やU・Iターン就職の拡大を図るため、地場産業・伝統産業から新産業まで、身近な生活圏において多様で幅広い働く場を確保するとともに、企業周辺の環境改善や通勤環境の改善を通じて、暮らしやすさと働きやすさが両立できる都市づくりを進めます。

●地域の商店街の活性化

- ・中心市街地及び各地域の商店街においては、観光地と商店街を結ぶ回遊性向上によって観光振興と連携しつつ、空き店舗を活用した新規開業や改修等に対する支援を行うなど商店街の活性化を図ります。

【目指すイメージ】



(1) 産業基盤の整備

① 既存企業団地及びその周辺環境整備

市内企業の新たな事業活動を促進するため、既存企業団地及びその周辺の基盤整備を進めます。また、企業の立地状況や企業のニーズ等を踏まえながらさらなる企業集積を促進するため、既存企業団地の拡張の検討のほか既存企業団地のリノベーションの促進につながるよう努めます。

② 受け皿となる新たな企業団地の整備

新規企業誘致や既存企業拡張の受け皿として、計画・開発促進地区を中心に新たな企業団地の開発について検討します。特に、北陸自動車道及び能越自動車道のインターチェンジを有効に活用する観点から、インターチェンジ周辺においては、工業施設・流通業務施設の集積を中心に計画的な土地利用を検討します。

(2) 産業施設立地の支援

① 市街地内の工業用地の確保

身近な働く場を確保する観点から、市街地内の工業系用途地域の継続を図り、住環境にも配慮した緑化やデザインなどの操業環境の維持・改善に努めます。また、市街地内の準工業地域や工業地域において住居系・商業系への転用が見られることから、必要に応じて特別用途地区や地区計画を活用した住宅や店舗等の立地抑制を検討します。

② 未分譲地や空き工場への立地支援

本市の交通利便性や既存産業集積を活かして、企業団地内の未分譲地を中心に優良企業の誘致を進めます。また、未分譲地や工業系用途地域内の空き工場や工場跡地に関する情報提供を行うほか、新分野進出や新事業展開を図る意欲を持つ企業に対する支援・相談体制の充実を図ります。

③ 郊外部等における産業施設の立地抑制

効果的な基盤整備及び維持、そして、優良農地や自然環境の保全を図るために、産業適地ではない農地・集落地等において無秩序に産業施設の立地が進まないよう、必要に応じて地区計画などの土地利用の規制・誘導方策を検討します。

(3) 商店街の活性化

① 地域商店街における新たな賑わいの創出

中心市街地の商店街においては、観光地と商店街との回遊性向上によって、観光振興と連携した商店街活性化を目指します。また、商業・公益施設と共同住宅が一体となった複合ビルの整備や、まちなかの雇用創出を通じた昼間人口の増大等を通じて、消費人口の増加を図ります。

その他各地域の商店街においても、日用品を中心とした商業施設の立地誘導を図るとともに、地域コミュニティや観光等の交流機能の向上を通じて活性化を図ります。

② 空き店舗の活用

商店街の空き店舗を活用した新規開業や改修等に対する支援を図るとともに、賃貸が可能な空き店舗の確保を図ります。

2-4 広域間と拠点間の交通ネットワークが充実した都市づくり

【基本的な考え方】

●大都市圏に連絡する広域交通ネットワークの強化・充実

- ・ 県西部の中核都市としての役割や都市機能の集積を活かし、大都市圏及び周辺都市との人や物の交流や連携を更に拡大させるため、大都市圏に連絡する北陸新幹線や高規格幹線道路（高速道路）である北陸自動車道、東海北陸自動車道、能越自動車道、及びこれら高規格幹線道路と連絡し高速交通網を形成する地域高規格道路である富山高岡連絡道路及び高岡環状道路により、広域交通ネットワークの強化・充実を図ります。

●拠点間連携の骨格を担う道路ネットワークの形成

- ・ 高岡駅・新高岡駅、伏木港、インターチェンジといった広域交通結節点の機能強化と併せて、中心市街地及び周辺市街地から人や物がこれら結節点に円滑にアクセスできるよう、拠点間連携等の骨格となる「環状放射道路」の整備促進を図るほか、駅、港、インターチェンジと市街地の間をおおむね10分で結ぶための「戦略的道路」の具体化を図ります。

●公共交通による都心交通軸・都市交通軸の充実・強化

- ・ 中心市街地～高岡駅～新高岡駅を結ぶ都心軸と、中心市街地と周辺市街地を結ぶ拠点間連携軸については、鉄道、路面電車及びバスなどの公共交通で結ばれた都心交通軸・都市交通軸として充実・強化を図り、誰もが市内を円滑に移動できる交通体系を構築します。

●地域特性に応じた公共交通サービスの充実

- ・ 少子高齢社会の進行や低炭素型社会への移行に伴い、徒歩や公共交通による移動の必要性が高まることを視野に入れ、地域特性に応じた公共交通サービスの充実と併せて、公共交通利便性の高い地域への居住誘導を図るとともに、公共交通不便地域の改善に向けた取組に対する支援を行います。

【目指すイメージ】

このまま何もしないと・・・

他都市でも広域交通基盤の整備が進んだ結果、地域間競争力が低下

せっかくの新幹線や高速道路、港湾がうまく使われていないね・・・

道路ネットワークが不十分なため、市街地内に通過交通が流入

まちなかまで多くの車が入ってきて、混雑もひどく、危険だね・・・

自動車中心のまちづくりが進み、公共交通の利用者が減少

公共交通のサービス水準が下がっていくね・・・

こうしたい !!

計画の推進によって・・・

広域交通ネットワークの整備と併せて大都市圏や周辺都市との交流・連携を拡大

広域交通ネットワークを使って、多くの人々が高岡にやってくる！

環状放射道路・戦略的道路の整備による市内の円滑な交通処理

混雑もなくなり、安全に行きたいところに早く行けるようになった！

公共交通を重視した都市構造への転換と一体となった公共交通サービスの充実

徒歩と公共交通を活用して暮らせるライフスタイルもあるね！

(1) 道路ネットワークの整備

道路ネットワークの整備については、将来都市構造で示した連携軸を形成し、人や物の交流や連携を確保するため、以下のとおりとします。

① 広域間連携を担う高速交通網の整備促進

広域交通ネットワークの強化を図るため、高規格幹線道路については、東海北陸自動車道（全線4車化）や能越自動車道（事業化区間の早期完成と既供用区間の4車化）の整備促進に努めます。さらに、利便性向上を図るため、福岡パーキングエリアを利用したインターチェンジの設置を目指します。

また、地域相互の交流や港湾への連絡等を強化し、高規格幹線道路と一体に広域交通ネットワークを支える道路として、地域高規格道路の整備促進に努めます。

② 拠点間連携の骨格を担う道路ネットワークの整備促進

市内交通の円滑な処理と拠点間連携の骨格形成に向けて、環状放射型を基本として計画される主要幹線道路（環状放射道路）の整備を促進します。

さらに、市街地内から広域交通結節点（インターチェンジ、駅、港）をおおむね10分で結ぶ「10分圏域」の形成に向け、既存ストックを有効に活用しつつ高規格道路（高規格幹線道路、地域高規格道路）と環状放射道路を円滑に繋ぐ「戦略的道路」を具体化します。

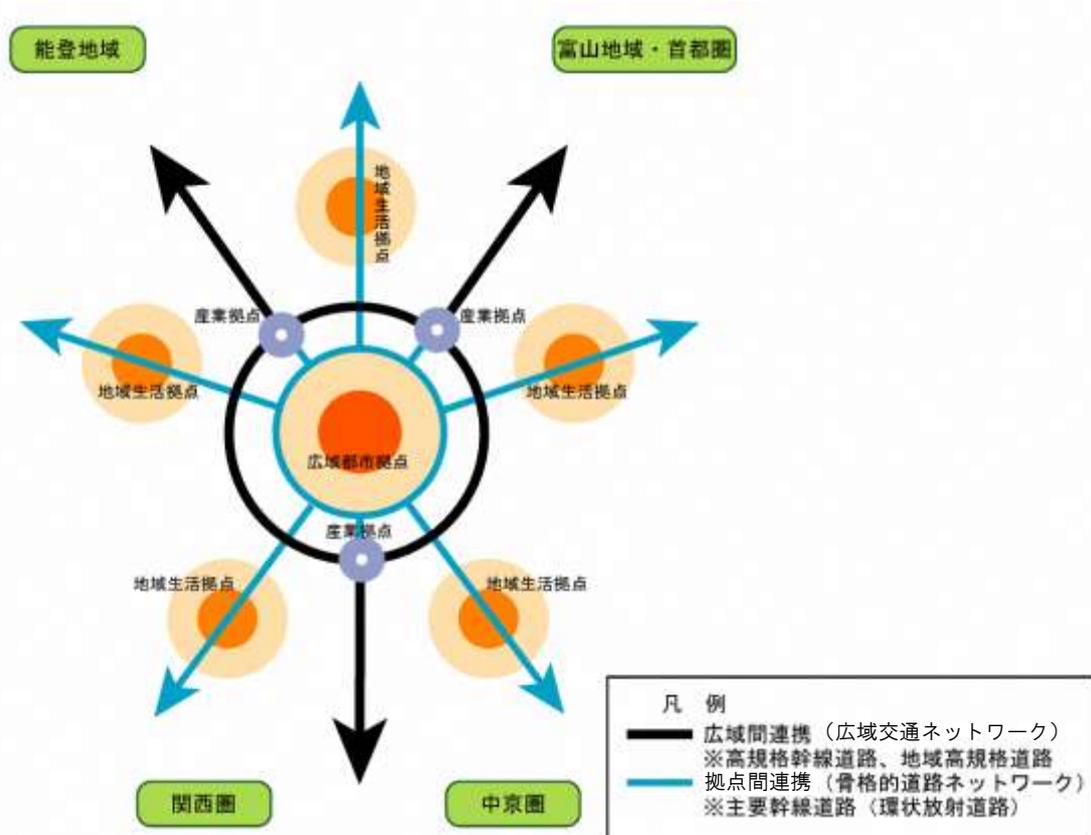
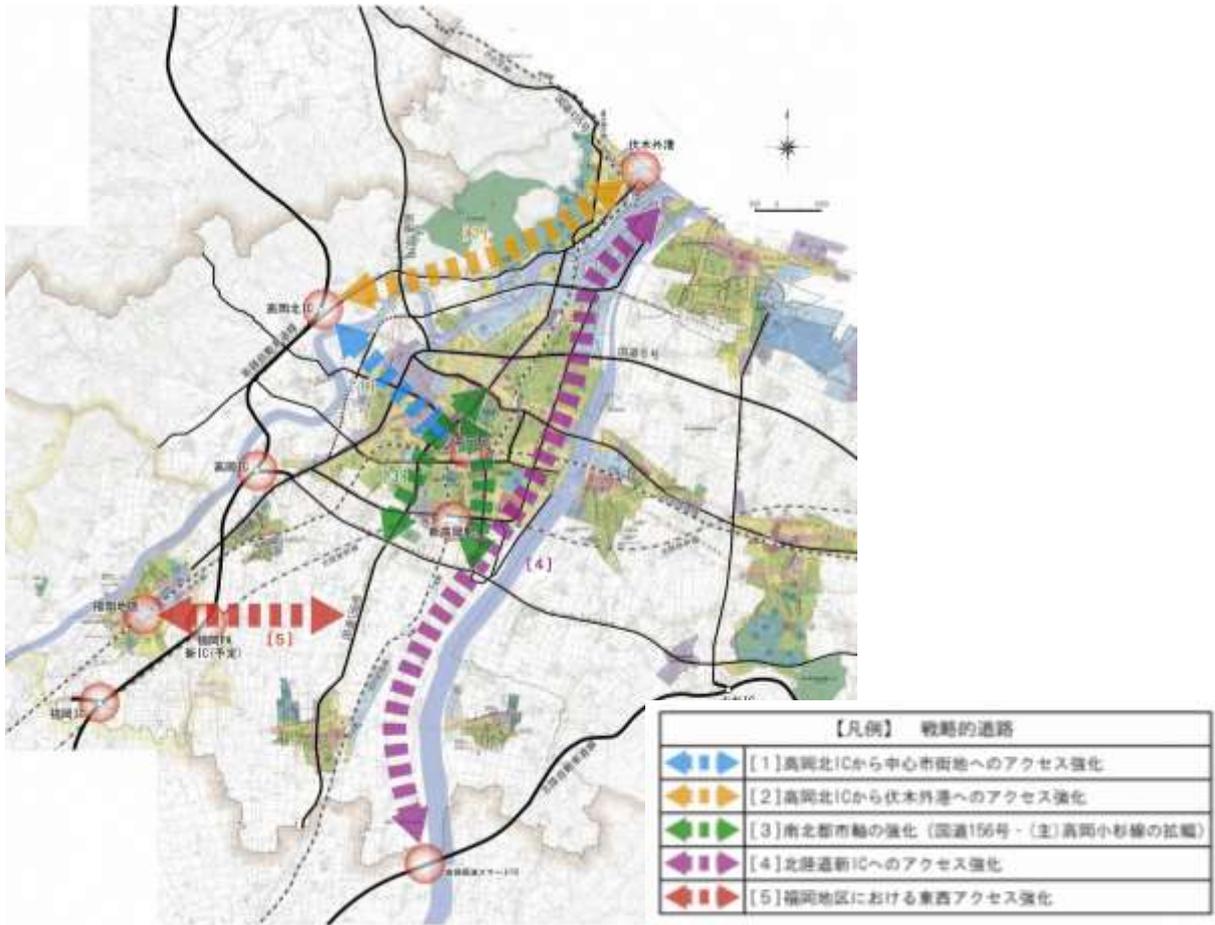


図 広域間連携・拠点間連携のイメージ図



図 高規格幹線道路・地域高規格道路網図



(「高岡市都市計画道路網の再構築に関する検討 報告書」より抜粋)
 図 戦略的通路イメージ図(構想)

③ その他の幹線道路の整備

交通処理の円滑化、防災性の向上、安全で快適な歩行者ネットワーク形成などの観点から、環状放射道路を補完する幹線道路の整備を図ります。

また、都市計画道路については、整備の必要性や地域の実態を踏まえながら、計画的な整備と見直し検討を進めます。

表 おおむね10年以内に着手、もしくは整備完了することを予定する都市計画道路

区分	名称
○広域間連携	3・1・446 高岡環状南線
○都市間・拠点間連携	3・4・122 北島牧野作道線
	3・4・413 下伏間江福田線
	3・3・405 立野四屋線
	3・5・1 国道線
○その他の幹線道路	3・3・406 下関京田二塚線
	3・4・119 中新湊姫野線
	3・4・418 木津佐野線
	3・4・426 戸出東西中央線
	3・5・423 羽広内免線
	3・4・2 駅前線（駅前広場を含む）

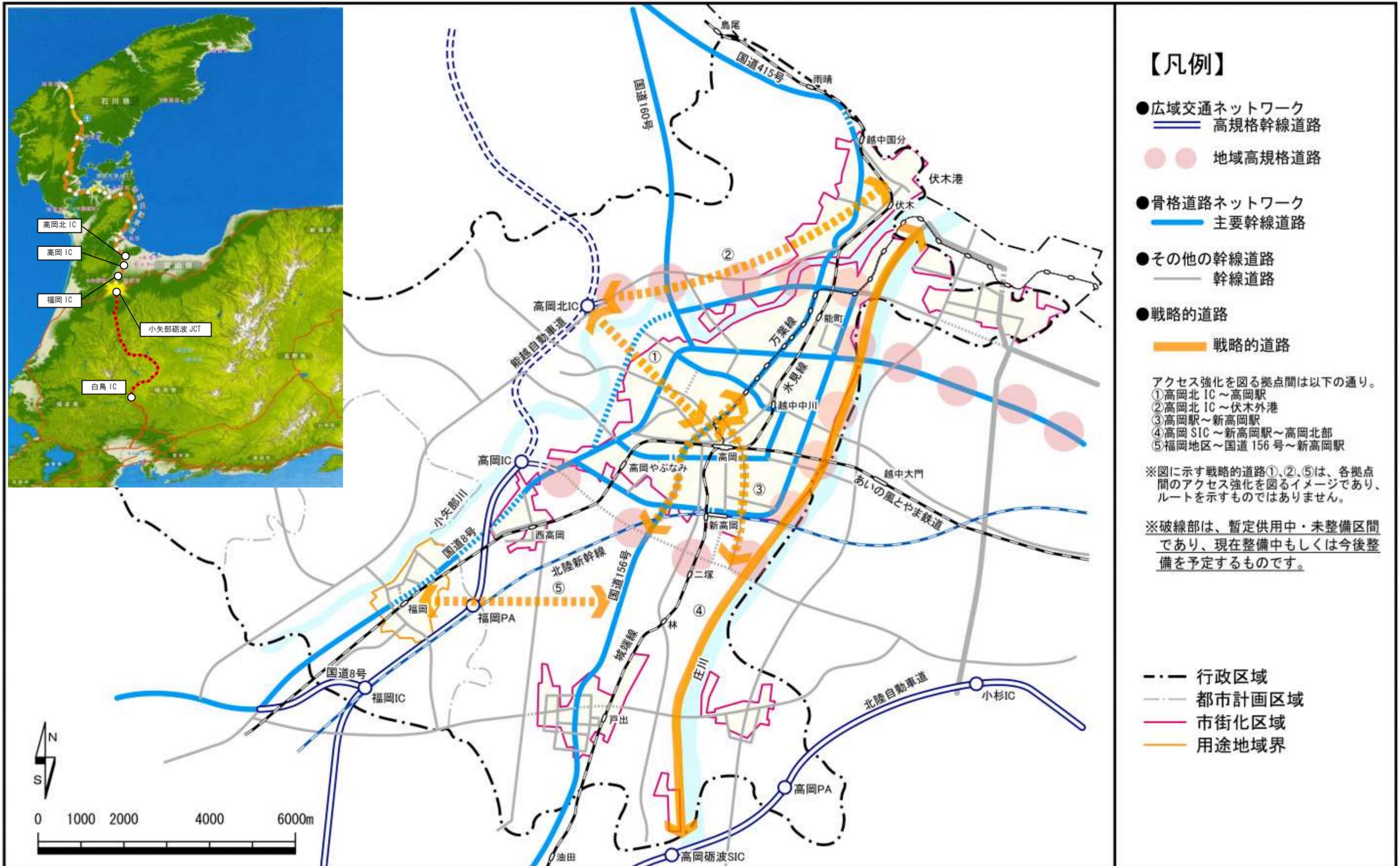


図 道路整備方針図

(2) 公共交通ネットワークの形成

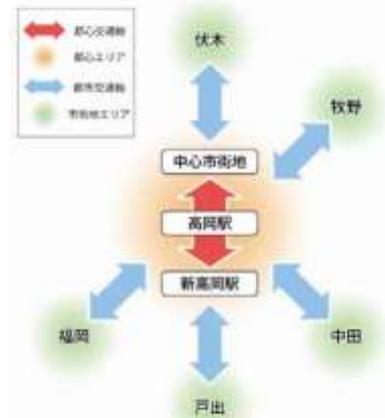
① 大都市圏・近隣都市を結ぶネットワークの形成

北陸新幹線については、県や関係自治体と連携し、未整備区間（金沢～大阪間）の早期整備を働きかけます。また、関西・飛騨・能登等の各方面との連携強化に向けて、交通事業者と連携して高速バス路線の整備推進に努めます。

② 都心交通軸・都市交通軸の強化

都心エリア内の交通を担う都心交通軸、周辺市街地に向かう交通を担う都市交通軸では、交通事業者と連携して公共交通の維持・充実を図ります。

特に、県西部の重要な交通軸でもある JR 城端線・氷見線については、直通化に向けた取組を推進します。また、都心エリア内の移動を支える万葉線については、JR 城端線・氷見線の直通化や戦略的道路の整備状況等を総合的に勘案し、昭和町、新高岡駅方面への延伸について検討します。



(出典：高岡市総合交通戦略)

図 都心交通軸・都市交通軸のイメージ

③ 公共交通不便地域の改善

郊外や中山間地域を含め、都心交通軸・都市交通軸を補完するために民間事業者や地域によって運行される市民協働型の地域交通システム（地域バス・地域タクシー）へ支援を行います。また、近隣市、並びに企業で運行される買い物支援サービスなどとも連携しながら多様な公共交通サービスの提供により、中心市街地や周辺市街地へのアクセシビリティの向上に努めます。

④ 公共交通の利便性向上

公共交通利用者の利便性を向上するため、鉄道駅・電停におけるバリアフリー化、シームレス化、駐車場・駐輪場の整備・確保などによって、乗換の利便性向上を図ります。特に、あいの風とやま鉄道の福岡駅では、駅前広場、駐車場、駐輪場等の整備を進めます。

また、交通事業者と連携し、利用者ニーズを踏まえた運行本数やダイヤの見直しに努めます。

その他、パークアンドライドの促進、レンタルサイクルの導入、相互利用可能な交通系 IC カードの導入などの取組を通じて、公共交通を利用しやすい環境づくりを進めます。

⑤ モビリティ・マネジメントの実施

公共交通の利用促進のため、市民、事業所や、次世代への働きかけを行い、公共交通が日常生活で身近なものとして認識され、自発的な利用を促す取組を推進します。

(3) 港湾の整備・活用

港湾は、環日本海交流の玄関口であり、国際交流や物流の拠点でもあることから、港湾機能の拡充を図るため、伏木外港のさらなる整備や内港地区の再整備、魅力あるウォーターフロント（快適で親しまれる港湾空間）の形成などを促進します。

また、みなとまち伏木にふさわしい国際化に対応した機能充実を図るとともに、伏木外港の土地利用の促進や、クルーズ船等の誘致により、日本海側の「総合的拠点港」の形成に向けて更なる振興に努めます。

2-5 歴史・文化と自然を活かした都市づくり

【基本的な考え方】

●高岡の歴史を感じながら回遊できる都市づくりの推進

- ・本市で暮らす市民の誇りと愛着の源泉となっているのが、世代を超えて受け継がれてきた多くの歴史・文化資産です。これら建築物や史跡そのものを保全し、周辺と一体的に歴史的風致の維持、向上を図り、その風情や情緒を感じながら市内を回遊する仕組みをつくることで、市民だけでなく多くの観光客が高岡の歴史に触れられる都市づくりを進めます。

●文化的要素を取り入れた高岡らしい都市づくりの推進

- ・日本遺産にも認定された銅器や漆器をはじめとする伝統産業や、多様な祭礼行事などの伝統文化は、高岡市の個性や魅力を市内外に広く発信する重要な要素であることから、中心市街地活性化をはじめとする様々なまちづくりにおいても、これら文化的要素を取り入れた取組を進めることで、観光等文化に深く根差した産業などの活性化へつなげます。

●身近な緑を活かした緑豊かな都市づくりの推進

- ・本市の市街地の中には寺社境内地や河川等の身近な緑があり、市街地のすぐそばには農地や丘陵地に豊かな緑が広がる強みもあることから、身近な都市公園の整備・充実、市街地内の緑化促進と併せて、これら身近な自然の保全・活用を図ることで緑豊かな都市づくりを進めます。

【目指すイメージ】

このまま何もしないと・・・

周辺の建物の解体や建替えなどによる歴史と調和しない町並みの形成

高岡らしい風情や情緒が少なくなりましたね・・・

コミュニティの担い手不足による暮らしの中の伝統産業や伝統文化の喪失

地域の繋がりも希薄になり、祭礼や行事が形式的になってきたね・・・

担い手不足による農地の荒廃、管理が行き届かない自然地の荒廃

せっかくの緑が荒れてしまって、子どもたちが遊ぶ場所もないね・・・

こうしたい !!

計画の推進によって・・・

歴史資産の保全・活用、歴史的風致の向上による「歴史まちづくり」の推進

高岡の歴史が身近になり、郷土に対する誇りや愛着が大きくなった！

文化・芸術に触れ、新たな芸術・文化を創造する「文化創造都市」の実現

他都市に誇れる文化力が育ち、自分たちの暮らしも豊かになった！

公園の整備、農地や自然地の保全・活用による身近な緑の増大

住民が、身近で安心して利用できる緑の空間が増えた！

(1) 歴史まちづくりの推進

① 歴史・文化資産の保存・活用

国宝の「瑞龍寺」、重要文化財の「勝興寺」、「菅野家住宅」、「武田家住宅」、「佐伯家住宅」、「氣多神社」等、国指定史跡の「加賀藩主前田家墓所（前田利長墓所）」、「高岡城跡」、国指定名勝の「おくのほそ道の風景地―有磯海―」など、市内各地に分布する文化財については、今後もその保存と活用を図ります。

また、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている「山町筋」と「金屋町」に加え、新たな重要伝統的建造物群保存地区選定を目指す吉久地区に対しても、歴史的建造物の保存と活用に関する支援を行います。

② 歴史的な町並みの誘導

「歴史まちづくり計画」において重点区域に位置付けられた、山町筋、金屋町、吉久・伏木みなと町、勝興寺寺内町、瑞龍寺周辺、旧北陸道沿いの町並みについて、歴史的風致の維持・向上を図ります。

また、歴史都市・高岡を歩いて楽しむことができるよう、「ストリート構想」（たかおか地区・伏木地区）に基づき、ハード・ソフトの両面から整備や魅力づくりに取り組みます。

さらに、これら歴史的町並みの周辺地域も含めて一体的な環境整備を進めるほか、歴史・文化を活かした観光施設等の立地誘導や周辺商店街の活性化により、観光客と市民が高岡市の歴史・文化を回遊する仕組みづくりを進めます。

(2) 高岡らしい文化創造都市の推進

① 高岡の文化に触れる空間の創出

市内の様々な文化活動やイベントを通じて、誰もが優れた文化芸術に気軽に触れ親しむことができる機会の充実を図ります。特に、本市には、歴史・文化に根ざした祭りやイベントが多数存在することから、これら地域文化に触れる機会の拡大を図ります。

また、歴史・文化を巡るウォーキングルートの設定・活用により、高岡の文化に触れられる空間づくりを進めます。

② 新たな創造の場の創出

山町筋・金屋町をはじめ歴史的風致が残る地域において、人が集まり新たな創造活動を生み出す創造の場の創出を図ります。

また、市民、アーティストなど多様な人が交流し、新しいアートを生み出す創造の場の充実を図ります。

(3) 市街地内の緑の保全・活用

① 都市計画公園等の整備

現在及び将来の人口減少を考慮し、公園に対する様々な需要や動向も把握しながら、その利活用について検討し、市街地内の公園緑地の確保・整備を進めます。また、既存の公園に関しては、利用促進に向けた施設の充実、防災機能の向上に向けた施設の充実を図るほか、住民や企業と連携した適正な維持管理についても検討します。

なお、未整備の都市計画公園については、整備の必要性や地域の実態を踏まえながら、計画的な整備と見直しを検討します。

表 おおむね 10 年以内に着手、もしくは整備完了することを予定する都市計画公園

区分	名称
総合公園	5・5・405 牧野河川公園

② 身近な自然環境の保全

市街地を取り巻く二上山・西山地区・御坊山地区等の丘陵地や、市街地を流れる庄川・小矢部川については、身近な自然環境として保全・活用を図ります。また、良好な海岸景観と、海と人がふれあう場を確保するため、雨晴海岸や国分海岸の環境整備を国・県に働きかけていきます。

その他、桜谷古墳や加賀藩主前田家墓所などの歴史資源における緑や、散居村集落を含む屋敷林についても保全を図ります。

③ 市街地内の農地の保全・活用

市街化区域内の農地は、環境共生型の都市を形成するうえで重要な役割を果たす側面があり、都市農業振興基本法の趣旨に鑑み、今後、都市内の農地の持つ、農産物を供給する機能、防災機能、良好な景観の形成機能等の多様な機能も発揮できるよう、市街地農業者の営農継続のための保全策（生産緑地地区の指定など）や、住民との交流の場としての活用策（貸農園・直売所・農家レストランの運営、農業体験・学習など）を検討します。

④ 市街地内の緑化の推進

道路や河川等の緑化によって個性的な緑の回廊を創出するほか、鉄道駅やインターチェンジ周辺などのもてなし空間や、多くの人が目にする中心市街地の主要幹線道路における緑化によって、緑豊かな美しいまちづくりを推進します。

また、公共施設敷地における緑化推進と併せて、花と緑の協定地区の拡大を図るなど、民有地における緑化も促進します。

2-6 安全・安心で快適に暮らせる都市づくり

【基本的な考え方】

●安全・安心な都市づくりの推進

- ・大規模な地震・津波、集中豪雨等による洪水や土砂災害などから市民の生命と財産を守るため、防災意識の向上や防災体制の強化と併せて、防災施設の整備や、災害リスクを踏まえた土地利用の誘導などにより、安全で安心して暮らせる都市づくりを進めます。
- ・災害の発生時の災害復旧に備え土地の境界を明確にする地籍調査を推進します。

●日常生活における安全と安心の確保

- ・防犯・交通安全対策の推進とともに、住民が主体となったまちづくりを進める中で、地域の自治力向上を図り、見守り活動や支えあいなど、交通事故や犯罪の起こりにくい環境をつくり、子どもから高齢者まで市民が安全・安心な日常生活を送ることができる都市づくりを進めます。

●環境と共生した快適な都市づくりの推進

- ・市街地を取り巻く美しい自然景観と歴史、文化、風土によって育まれた魅力的な都市景観を保全するとともに、環境への負荷の少ない低炭素型社会に向けた取組を各方面で展開することで、環境と共生した快適な生活を送ることができる都市づくりを進めます。

【目指すイメージ】

このまま何もしないと・・・

大規模災害による市街地内での被害発生、被災からの復旧・復興の遅れ

災害が起きた時に、自分が住む地域がどうなってしまおうか不安だね・・・

人口減少・少子高齢社会の進展に伴う交通事故や犯罪の増加

子どもたちや高齢者が安心して歩くことができないね・・・

景観に対するルールがないまま開発や建築が進行

眺望を阻害する構造物や派手な広告物が増えてきたね・・・

こうしたい !!

計画の推進によって・・・

防災・減災対策の推進と災害リスクを考慮した土地利用の誘導

たとえ災害が起きたとしても最小限の被害で食い止めることができる！

防犯・交通安全対策の強化と地域力の再構築

地域が見守ってくれるから安心して出かけることができる！

地域特性に応じた景観形成基準を設定し、良好な景観を創出

景観が良くなり、都市の魅力が向上した！

(1) 災害に強いまちづくりの推進

① 震災・火災への対応

大規模地震が発生した際に被害を最小限に食い止めるため、平時からライフラインの耐震化を推進するとともに、建築物の耐震化及び不燃化を促進します。特に、木造の住宅が密集し、大規模な延焼の危険性がある市街地においては、道路、公園、河川等の延焼遮断帯を配置するほか、防火地域・準防火地域の指定による不燃化を促進するとともに実情に応じた見直しを検討します。

また、震災・火災が発生した際に安全かつ迅速に避難できるよう、指定避難所や避難経路の確保を図るとともに、避難、救助や物資供給等の応急活動が円滑に行われるよう、緊急通行確保路線（緊急車両の通行を確保すべき重要な路線）の確保を図ります。

② 津波・水害への対応

地震に伴う津波や高波被害が想定される海岸や河川においては、防波堤や護岸堤、消波工等の整備を促進します。また、津波による浸水危険性の高い地域では、避難ビルや避難経路等の確保に努めます。

洪水等による浸水被害を軽減するため、流下能力向上のための河川改修を促進するほか、市街地内の雨水幹線の整備を推進します。また、浸水危険性を配慮した土地利用を検討するとともに、新たな開発地においては遊水地や調整池の設置を促進します。

③ 土砂災害への対応

がけ崩れや地すべりなどの土砂災害が想定される地域では、土砂災害防止対策事業の実施促進を働きかけるとともに、小規模急傾斜地崩壊防止対策を計画的に実施します。

また、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定等により、危険エリアでの開発の抑制に努めます。

④ 雪害への対応

冬期間も安全かつ円滑な道路交通を確保し、地域住民の生活の安定や産業活動を確保するため、道路の除雪対策に努めるほか、消雪施設や流雪溝の設置を促進します。

⑤ 地籍調査の推進

万が一の災害の発生時においては、住民の安全の確保と迅速な復旧が何よりも求められることから、災害復旧に備え土地の境界を明確にする地籍調査を推進します。

(2) 安全・安心な都市環境の形成

① 防犯・交通安全対策の推進

街灯の設置を推進するほか、地域が主体となった防犯・交通安全等の見守り活動を促進することで、犯罪や交通事故の起こりにくい生活環境へと改善を進めます。

また、交通安全施設の整備・改善、歩行者通行量の多い道路における交通規制の実施検討など、総合的な交通安全対策の推進を図ります。

② 歩行者・自転車にとって安全な空間整備

市街地内の歩行環境整備、自転車通行帯の整備及び自転車ネットワークの整備によって、徒歩や自転車で暮らせるまちづくりを推進します。

また、公共交通の利用促進のため、駅・電停・バス停周辺における駐輪場の整備を図ります。

(3) 景観まちづくりの推進

① 恵まれた自然景観の保全

雨晴海岸、二上山、西山丘陵、庄川、小矢部川などの良好な自然景観については、今後もその保全・活用を図ります。

また、良好な眺望点及びその周辺の改善と併せて、眺望を阻害する建築物等に対する規制誘導や、市街地からの眺望を考慮した建築物の高さ規制についても検討します。

② 魅力的な都市景観の誘導

高岡らしい美しい都市景観の維持・向上を目指すため、積極的な景観誘導を行う地区に対しては、景観形成重点地区の指定を検討し、地域の特性を活かした景観まちづくりを推進します。また、景観づくり住民協定の締結を通じて、地域特性に応じた景観形成基準の設定を促進します。

その他、主要な道路における電線類の地中化を促進するほか、屋外広告物規制の強化や一定以上の建築物に対する景観誘導についても検討します。

(4) 環境共生まちづくりの推進

地球環境にも配慮、地域内経済の循環、災害等の非常時対応や危機管理の観点も含めた持続可能なまちを目指すため、コンパクト・アンド・ネットワークのまちづくりを推進し徒歩や公共交通を利活用したライフスタイルによる二酸化炭素排出量の削減、公共施設や住宅における太陽光発電・間伐材の資源化などの自然エネルギー活用の促進を図るほか、高岡広域エコ・クリーンセンターにおける廃熱エネルギーの有効利用に努めます。

また、市民参加の森づくりや、グリーン・ツーリズムの推進、資源リサイクルの推進など、環境と共生したまちづくりを推進します。